

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年12月8日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900632号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000108号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和55年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における昭和55年1月31日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額を11万円にすることが必要である。

昭和55年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。
- 3 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年12月31日から昭和58年1月1日に訂正し、昭和57年12月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和57年12月31日から昭和58年1月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年12月31日から昭和58年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 4 請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 5 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 昭和55年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和57年12月31日から昭和58年1月1日まで
③ 昭和60年1月31日から同年2月1日まで
④ 昭和61年6月26日から同年7月1日まで

⑤ 平成7年8月26日から同年9月1日まで

請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社、請求期間④はD社及び請求期間⑤はE社における当該各期間に勤務又は在籍し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると、当該各事業所の被保険者期間が1か月少ない。

請求期間①から⑤までの各期間について、事業所から交付された給与に係る明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

2 請求期間①について、雇用保険の記録、請求者から提出された給料支払明細書及びA社における複数の元同僚の陳述により、請求者は当該期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社に係る事業所記号簿によると、同社は昭和55年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、雇用保険の記録における同社の事業廃止年月日並びに請求者及び複数の元同僚に係る被保険者期間により、請求期間①において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が所在不明により事情照会を行うことはできないが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から昭和55年1月31日に適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間①の標準報酬月額について、前述の給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記2の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、11万円とすることが妥当である。

ただし、昭和55年1月の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記2の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

4 請求期間②について、請求者から提出された給料明細、請求者の陳述及びB社における元同僚の回答から判断すると、請求者は当該期間において、同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の給料明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は昭和58年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は所在不明により事情照会を行うことができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間③について、雇用保険の記録、請求者から提出された給料明細書並びにC社における複数の元同僚の回答及び陳述により、請求者は当該期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C社に係る事業所記号簿によると、同社は昭和60年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記の記録並びに雇用保険の記録における請求者及び複数の元同僚に係る被保険者期間により、請求期間③において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

したがって、請求期間③の標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対して、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、当該期間において、C社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から昭和60年1月31日に適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 請求期間④について、請求者は、D社において勤務していたと主張しているところ、請求者から提出された給料明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、D社は、請求期間④当時の資料を保管しておらず、請求者の同社における勤務状況は不明である旨回答している。

また、雇用保険の記録によると、請求者のD社における離職年月日は昭和61年6月25日であり、請求者の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（退職日の翌日）と符合している。

さらに、オンライン記録において、請求期間④にD社における厚生年金保険の被保険者記録がある元同僚に照会をしたところ、回答のあった3人が請求者を知っているとしているものの、いずれも請求者の退職年月日は不明と回答している上、ほかの同僚からも当該期間における勤務又は在籍をうかがわせる回答は得られず、これらの者から、請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

- 7 請求期間⑤について、請求者は、E社において勤務していたと主張しており、平成5年10月分から同年12月分までの期間及び平成6年4月分に係る給与の明細書並びに平成5年分及び平成6年分の給与所得の源泉徴収票を提出している。

しかしながら、商業登記の記録によると、E社は、平成14年12月に解散している上、同社の事業主は所在不明により、請求者の請求期間⑤に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について、事業所及び事業主に事情照会することができない。

また、請求期間⑤当時のE社における担当者は、当時の資料を保管しておらず、請求者の同社における勤務状況及び厚生年金保険料控除等は不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録において、請求期間⑤にE社における厚生年金保険の被保険者記録がある元同僚に照会をしたところ、回答のあった4人が請求者を知っているとしているものの、いずれの同僚からも当該期間における勤務又は在籍をうかがわせる回答又は陳述が得られなかったことから、請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

加えて、前述の給与の明細書及び給与所得の源泉徴収票からは、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間④及び⑤に係る各事業所における勤務実態について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間④及び⑤において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000160号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000109号

第1 結論

請求者のA社における平成17年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年1月から同年8月までは、9万8,000円を26万円とする。

平成17年1月から同年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年1月1日から同年10月22日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、それ以前の期間よりも大幅に低く9万8,000円と記録されている。

請求期間において給与が下がった記憶はないので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成17年1月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、当初26万円と記録されていた請求者の標準報酬月額は、同年6月24日付けで、同年1月1日に遡って9万8,000円に減額されていることが確認できる。A社に係る請求者のほか21人の厚生年金保険被保険者についても、各人の標準報酬月額が、同年6月24日又は同月27日付けで、同年1月1日又は同年4月1日に遡って9万8,000円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与辞令には、請求者の給与が平成17年6月10日付けで27万8,600円に決定された旨の記載がある上、前述の厚生年金保険被保険者の一人が保管する給与支払明細書を見ると、当該減額の対象となる報酬月額の変動は見受けられず、請求期間に係る各月の総支給額は、いずれの月も当該減額処理後の標準報酬月額(9万8,000円)を大幅に上回っていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は平成18年11月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、請求期間当時の状況について、「資金繰りの悪化により、給与の遅配、社会保険料の滞納も発生しており、社会保険事務所(当時)の所長より、滞納していた社会保険料の金額を減額するよう指導され、役員と幹部社員の報酬を遡って修正した。」旨回答及び陳述しているところ、日本年金機構が保管する滞納処分票等により、同社が請求期間において厚生年金保険料等を滞納していたこと、また、社会保険事務所は当該滞納保険料について同社の担当者と頻りに協議し、従業員の標準報酬月額に係る月額変更の説明を行った旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成17年6月24日及び同月27日付けで行われた遡及減額

処理は、事実即ししたものとは考え難く、平成 17 年 1 月 1 日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た 26 万円に訂正することが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から同年 10 月 22 日までの期間について、請求者の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額は、同年 9 月 1 日の定時決定に伴い A 社から提出された厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、9 万 8,000 円と記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律において標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、当該訂正を行うためには、給与支払明細書等により認められるこれらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、B 市から提出された請求者の平成 17 年給与に係る平成 18 年度分市民税・県民税課税明細書によると、請求者が当該期間において、A 社からオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていたことが推認できるものの、当該標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を越える額の控除があった様子はいかかえなない。

また、A 社の元事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず、平成 17 年 6 月の遡及減額処理以降に従業員の給与から控除した厚生年金保険料について、「減額した保険料を控除していたと思う。」旨陳述しているところ、第 3 の 1 の厚生年金保険被保険者が保管する給与支払明細書により、同年 6 月 24 日の遡及減額処理以降に給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく額であることが確認できる。

このほか、請求期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から同年 10 月 22 日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から同年 10 月 22 日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900672号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000110号

第1 結論

請求者のA社における平成21年9月1日から平成22年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成22年6月までの標準報酬月額については、28万円を32万円とする。

平成21年9月から平成22年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月から平成22年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年9月1日から平成22年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与明細、同社の回答及び同社の担当者の陳述から判断すると、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当該保険料を納付したと回答する一方で、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額を誤って届出した旨回答しており、B健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者情報照会により確認できる標準報酬月額等が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから判断すると、事業主からオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額が社会保険事務所(当時)に届出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。